

農事組合法人 杵崎の里 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるよう、社員全員で働きやすい環境を作ることによって、社員すべてがその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和11年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指すため、組合独自の「育児・介護休業規定」を策定し、全従業員へ法の趣旨を周知する。

<対策>

- 令和6年12月～ 育児・介護休業法について、厚生労働省作成のパンフレットを用いて全従業員へ周知するとともに、組合独自の「育児・介護休業規定」策定の検討に入る。
- 令和7年 1月～ 「育児・介護休業規定」を完成させ、全従業員へ配布の上、手続き等について説明を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和6年12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 4月～ 年次有給休暇の計画的取得を図る